

○世田谷区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスに係る届出事項
の公表に関する要綱

平成27年11月18日27世介保第814号

改正

平成28年3月31日27世介保第1360号

平成30年3月30日29世介保第1631号

令和6年3月28日5世介保第3212号

世田谷区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスに係る届出事項
の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区内に存する指定地域密着型通所介護事業所等において宿泊サービスを提供する事業者に対して提出させる届出書の内容を公表することにより宿泊サービスを利用しようとする者の事業所等の選択に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地域密着型通所介護事業所等 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、同法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護について同法第42条の2第1項本文又は第54条の2第1項本文の規定による指定を受けた者(以下「事業者」という。)の当該指定に係る事業所をいう。
- (2) 宿泊サービス 事業者が指定地域密着型通所介護事業所等の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定地域密着型通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスとして提供することをいう。

(届出内容の公表)

第3条 区長は、世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成25年3月世田谷区条例第17号)第60条の5第4項(第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の26第4項及び第64条第4項又は世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成25年3月世田谷区条例第18号)第8条第4項の規定による届出(宿泊サービスに係るものに限る。)を受けたときは、別表に定める事項をホームページへの掲載そ

他の方法により公表するものとする。

(委任)

第4条 この要綱の施行について必要な事項は、高齢福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日27世介保第1360号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日29世介保第1631号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日5世介保第3212号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同年1月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

区分	公表する事項
基本情報	事業者の名称
	事業所の名称、所在地、事業所番号、サービス種別及び連絡先
	宿泊サービスの開始予定年月日、休止予定年月日、利用定員、提供日、提供時間、1泊当たりの利用料金及び1食当たりの食事代
人員関係	宿泊サービスの提供時間を通じて配置する職員の員数
	配置する職員の保有資格等
	宿泊サービスに従事する職員の員数
	責任者の配置の有無
設備関係情報	宿泊室情報
	消防設備情報
	バリアフリー設備情報
運営基準関係情報	重要事項を記した書類の作成の有無
	宿泊サービス提供の記録の作成の有無
	宿泊サービス計画の作成の有無
	食事の提供方法
	主治医等との連携についてのマニュアル等の有無

	緊急時等（利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合をいう。）の対応方法についてのマニュアル等の有無
	宿泊サービス事業所の運営規程の策定の有無
	従業員の月ごとの勤務体制についての定めの有無
	業務継続計画（感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する宿泊サービスの提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画をいう。）の策定の有無
	非常災害時の対応についてのマニュアルの有無
	感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備の有無
	秘密保持の体制についての定めの有無
	苦情処理対応の記録様式の有無
	事故発生時の対応についてのマニュアル等の有無
	虐待の防止のための指針の整備の有無
	やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録様式の有無